⑴　労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献
　調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に積極的に貢献すること。
　中期目標期間中における労働安全衛生関係法令等への貢献については、50件以上とすること。
⑵　学会発表等の促進
　中期目標期間中における学会発表（事業者団体における講演等を含む。）及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ研究員一人あたり20回以上及び10報以上とすること。
⑶　インターネット等による調査及び研究成果情報の発信
　調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。また、調査及び研究の成果を国民に理解し、及び活用しやすい形式に加工した上で、研究所ホームページや一般誌等でこれを積極的に公表し、事業場等でのその利用を促進すること。
　なお、中期目標期間中における研究所ホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数については、325万回以上とすること。
⑷　講演会等の開催
　調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。
⑸　知的財産の活用促進
　研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。
5　労働災害の原因の調査等の実施
　厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。
　また、調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努めること。
6　化学物質等の有害性調査の実施
　中期目標期間中において、労働安全衛生法第57条の５に規定する化学物質の有害性の調査の実施体制について検討すること。
　また、化学物質等の有害性調査の知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。
7　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進
⑴　労働安全衛生分野の研究の振興
　労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、当該分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。
⑵　労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献
　国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣等の推進に努めること。
⑶　研究協力の促進
　研究所としての研究展開の将来ビジョンに対応した戦略的な研究協力のあり方について検討した上で、他の法人、大学等との連携、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めること。
　また、世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。

第３　業務運営の効率化に関する事項
　通則法第29条第２項第２号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。
1　機動的かつ効率的な業務運営
　経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。
2　業務運営の効率化に伴う経費節減等
ア　運営費交付金を充当して行う事業については、さらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分を除き、中期目標期間終了時までに、一般管理費（人件費を除く。）については前中期目標期間中の最終年度と比べて15%程度の額、事業費（人件費を除く。）については前中期目標期間中の最終年度と比べて５%程度の額を削減すること。
　なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。
イ　常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年７月７日）に基づき平成18年度からの５年間で平成17年度を基準として５%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。
　なお、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとすること。
　併せて、研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。
ウ　契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。
　なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応すること。
エ　保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うこと。また、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとすること。
　特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図ること。

第４　財務内容の改善に関する事項
　通則法第29条第２項第４号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。
1　運営費交付金以外の収入の拡大
　競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究資金の３分の１以上を外部研究資金によって獲得するよう努めること。また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努めること。
2　経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施
　運営費交付金を充当して行う事業については、「第３業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

第５　その他業務運営に関する重要事項
　通則法第29条第２項第５号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。
1　人事に関する事項
ア　職員の専門性を高めるために適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。
　また、このような措置により職員の意欲の向上を図ること。
イ　研究者の流動化で活性化された研究環境を実現するため、研究者の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。
　任期の定めのない研究者の採用にあたっては、研究経験を重視し、研究者としての能力が確認された者を採用すること。
2　施設及び設備に関する事項
　業務の円滑な実施を図るため、施設及び設備の整備について適切な措置を講じること。
　なお、上記第２の６の検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散しないよう、施設及び設備の集約化を進めること。
3　公正で適切な業務運営に向けた取組
⑴　関係法令の順守等
　研究所に対する国民の信頼を確保する観点から、情報の公開、個人情報等の保護、公的研究費の不正使用防止等、関係法令等の順守を徹底するとともに、研究倫理の確保等高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。
⑵　セキュリティの確保
　個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに、「第２次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。